

近畿しんきんカードWAON利用約款

改定後	改定前
<p>第21条(反社会的勢力の排除) 1.利用者は自己が次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 (1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき (2)反社会的勢力を利用していると認められるとき (3)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき (4)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき (5)自ら又は第三者を利用して、WAON事業者又はWAON事業者の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき 2.利用者が前項のいずれかに該当するとWAON事業者が判断する場合、WAON事業者は利用者に対して何らの催告を要さず、WAONサービスを解除することができるものとします。 3.WAON事業者は、前項の規定に基づきWAONサービスを解除したことにより、当該利用者に損害が生じても何らの賠償又は補償はしないものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第22条(合意管轄裁判所)</p>	<p>第21条(合意管轄裁判所)</p>
<p>第23条(ご相談窓口)</p>	<p>第22条(ご相談窓口)</p>
<p>附則 本約款は、2023年4月1日から適用します。</p>	<p>附則 本約款は、2018年10月1日から適用します。</p>